平成２５年（フ）第５５５号
さいたま市北区宮原町４丁目137番地６　601号
債務者　大山　逸郎
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
さいたま市北区宮原町４丁目137番地６　601号
債務者　大山利枝子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９４号
埼玉県上尾市大字領家67番地９
債務者　小川　理爲
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０８号
埼玉県戸田市上戸田２丁目27番６号　フライトホフ206号室
債務者　阿部　　歩
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
千葉県印西市内野２丁目５番地５棟303号
債務者　長内真由美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０８号
千葉県富里市御料294番地32
債務者　大橋　　操
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県八街市泉台３丁目13番地４
債務者　福丸　友美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２８号
千葉県四街道市下志津新田2545番地49　メゾンコスモ205
債務者　川上　政年
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７８号
新潟県柏崎市柳橋町８番26号
債務者　横田　治恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
埼玉県幸手市大字幸手2008番地３
債務者　澤口まゆみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層４―1211
債務者　吉田　弘子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
埼玉県川口市大字東本郷1323番地の７
債務者　大貫　義智
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７４号
さいたま市見沼区大字東門前161番地４　クリサンセマム202
債務者　小山　仰二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０２号
埼玉県川口市大字木曽呂479番地の７
債務者　荒籾　昌弘
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１６号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮、旧住所埼玉県川口市朝日６丁目３番５号　メゾン・ド・クレール201号
債務者　三島　清志
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
埼玉県ふじみ野市西２丁目７番10―402号
債務者　鈴木　宏子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８２号
埼玉県川越市南大塚５丁目35番地19　ハイムハピネスＢ棟201号室、前住所埼玉県川越市南大塚１丁目18番地29　メイツ川越南大塚507号室
債務者　我妻　栄勲
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部